

船舶事故調査報告書

令和8年4月22日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（岸壁）
発生日時	令和6年11月25日 09時30分頃
発生場所	福岡県福岡市博多港第2区アイランドシティ6号岸壁 博多港東防波堤灯台から真方位022° 2.4海里付近 (概位 北緯33° 39.4′ 東経130° 24.3′)
事故の概要	コンテナ船 ^{ドングジン エンタープライズ} DONGJIN ENTERPRISEは、着岸時、岸壁に衝突した。
事故調査の経過	令和6年12月24日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	コンテナ船 DONGJIN ENTERPRISE（大韓民国籍）、9,990トン
船舶番号、船舶所有者等	9704300（IMO番号）、DONGJIN SHIPPING CO.,LTD
乗組員等に関する情報	船長（大韓民国籍）、免状不詳
負傷者	なし
損傷	本船 左舷船尾部外板に破口を伴う擦過傷 岸壁 コンクリートに剝離、防舷材に破損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の末期
事故の経過	<p>本船は、船長ほか17人（大韓民国籍6人、インドネシア共和国籍4人、ミャンマー連邦共和国籍7人）が乗り組み、コンテナ荷役の目的でアイランドシティ6号岸壁（以下「着岸岸壁」という。）に入船左舷付けで着岸しようとしていた。</p> <p>船長は、船橋で着岸操船に当たり、本船を約4ノットの対地速力から減速させながら着岸岸壁にほぼ平行な状態で北東進させ、着岸岸壁まで本船の全長分の距離に到達した時点で、主機操縦ハンドルを後進に操作した。</p> <p>船長は、後進によって船尾が左舷側に振れるので、船体が着岸岸壁と平行な状態に戻るよう、バウスラスターで本船を左回頭させるよう操作したが、本船の左舷船尾部が着岸岸壁に衝突した。</p> <p>(図1 参照)</p>

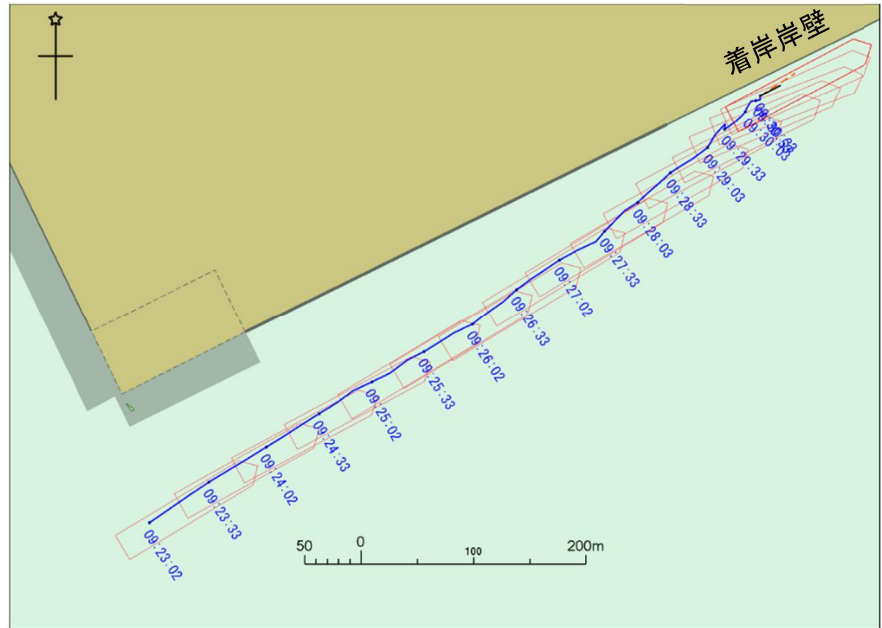


図1 着岸時の航跡

船長は、着岸後、現地代理店を通じて本事故の発生を海上保安庁に通報した。

船長は、本事故当時、本船の船長職について約6か月であり、博多港での着岸操船経験は数回であった。

本事故時、着岸岸壁付近において操船に影響を与えるような潮流はなかった。

分析

(1) 船長の着岸操船について

次のことから、船尾が左舷側に振れることを制御できなかったものと考えられる。

- ① 着岸岸壁に接近させ過ぎた。(図1参照)
- ② 後進の時機と強さが適切でなかった。
- ③ バウスラスターで船首の右転を制御する時機及び強さが適切でなかった。

(2) 着岸岸壁周辺の潮流について

本事故時、着岸岸壁付近において、操船に影響する顕著な潮流はなかった。

(3) 本事故の発生に関する解析について

(1)及び(2)から、本船の左舷船尾部が着岸岸壁に衝突したのと考えられる。

原因

本事故は、本船が着岸時、船長が、着岸岸壁に接近させ過ぎたため、後進をかけたことによって本船の船尾が左舷側に振れ、本船の左舷船尾部が着岸岸壁に衝突したのと考えられる。

再発防止策

今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。

- | | |
|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none">・大型貨物船の船長は、着岸時、着岸岸壁前で余裕をもってバウスタワー等による姿勢制御ができるよう、船体を着岸岸壁に接近させ過ぎないこと。 |
|--|---|